

大船渡市地域防災計画  
令和 7 年度修正案

令和 8 年 3 月  
大船渡市防災会議



大船渡市地域防災計画  
(本編／地震・津波災害対策編／原子力災害対策編)  
新旧対照表 (案)



# 市地域防災計画 新旧対照表

## 目次

本編 第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	1
第2節 地域防災活動活性化計画	1
第4節 気象業務整備計画	2
第5節 通信確保計画	2
第6節 避難対策計画	3
第7節 要配慮者の安全確保計画	3
第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画	4
第9節 孤立化対策計画	4
第14節 ライフライン施設等安全確保計画	5
第16節 風水害予防計画	5
第18節 土砂災害予防計画	6
第19節 火災予防計画	8
第20節 林野火災予防計画	8
本編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	9
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	10
第4節 情報の収集・伝達計画	20
第5節 広報広聴計画	20
第6節 交通確保・輸送計画	20
第7節 消防活動計画	21
第9節 相互応援協力計画	22
第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画	22
第14節 避難・救出計画	22
第15節 医療・保健計画	24
第16節 食料、生活必需品等供給計画	25
第20節 廃棄物処理・障害物除去計画	25
第24節 ライフライン施設等応急対策計画	25
第25節 公共土木施設等応急対策計画	26
第28節 海上災害応急対策計画	26
第29節 林野火災応急対策計画	26
本編 第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 災害復旧・復興計画	27
地震・津波災害対策編 第1章 総則	
第6節 地震、津波の想定	27
地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	27
第4節 通信確保計画	28
第5節 避難対策計画	28
第6節 要配慮者の安全確保計画	30
第9節 防災施設等整備計画	30
第12節 ライフライン施設等安全確保計画	30

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	30
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	31
第4節 情報の収集・伝達計画	35
第15節 医療・保健計画	35
第24節 ライフライン施設応急対策計画	35
原子力災害対策編 第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	35
第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	36
原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画	
第2節 特定事象発生情報等の伝達計画	36
第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	37

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災意識の向上に努めるものとする。                      なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。                      また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。</p> <p><b>第2 防災知識の普及</b>                      1～4 [略]                      5 防災文化の継承                      [略]                      ○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。                      6～7 [略]                      8 専門家の活用                      県及び市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b>                      市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災意識の向上に努めるものとする。                      なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦</u>等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。                      また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p><b>第2 防災知識の普及</b>                      1～4 [略]                      5 防災文化の継承                      [略]                      ○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>を持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。                      6～7 [略]                      8 専門家の活用                      県及び市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家(<u>気象防災アドバイザー等</u>)の活用を図るものとする。</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正 ○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-5	<p style="text-align: center;"><b>第2節 地域防災活動活性化計画</b></p> <p><b>第3 消防団の活性化</b>                      ○ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化を推進し、その育成を図る</u>ため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。   <u>ア 「消防団活性化総合計画」の見直し</u>  <u>イ 消防団の施設・設備の充実強化</u>   <u>ウ 消防団員の教育訓練の充実強化</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 地域防災活動活性化計画</b></p> <p><b>第3 消防団の活性化</b>                      ○ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進する</u>ため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。   <u>ア 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化</u>  <u>イ 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化</u></p>

	<p><u>エ</u> 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</p> <p><u>オ</u> <u>消防団総合整備事業等の活用</u></p> <p><u>カ</u> 競技会、行事等の開催</p> <p><u>キ</u> 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進</p> <p><u>ク</u> 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び事業所等への協力要請</p>	<p><u>ウ</u> 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</p> <p><u>エ</u> 競技会、行事等の開催</p> <p><u>オ</u> 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進</p> <p><u>カ</u> 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び事業所等への協力要請</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<b>第4節 気象業務整備計画</b>	<b>第4節 気象業務整備計画</b>
1-2-9	<p><b>第4 防災知識の普及啓発の実施</b></p> <p>○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p><b>ウ 実施事項及び実施にあたっての留意事項</b></p> <p>○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</p> <p>[略]</p>	<p><b>第4 防災知識の普及啓発の実施</b></p> <p>○ 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが「<u>我が事</u>」として<u>実感をもって</u>自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。</p> <p>ア～イ [略]</p> <p><b>ウ 実施事項及び実施にあたっての留意事項</b></p> <p>○ 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページや<u>SNS</u>の活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<b>第5節 通信確保計画</b>	<b>第5節 通信確保計画</b>
1-2-10	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。<u>また</u>、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</p> <p>3～4 [略]</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める<u>とともに</u>、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に<u>応急復旧</u>ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。<u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>3～4 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<b>第6節 避難対策計画</b>	<b>第6節 避難対策計画</b>
	<b>第2 避難計画の作成</b>	<b>第2 避難計画の作成</b>
1-2-13	<b>1 避難計画</b> [略] ○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。 [略]	<b>1 避難計画</b> [略] ○ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。 [略]
1-2-16	<b>2～3 [略]</b> <b>第3 避難場所等の整備等</b> <b>1 避難場所等の整備</b> [略] <b>2 [略]</b> <b>3 避難場所等の環境整備</b> ○ 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。 ア～オ [略] カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備 キ 高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した環境の整備 ク～ケ [略] [略]	<b>2～3 [略]</b> <b>第3 避難場所等の整備等</b> <b>1 避難場所等の整備</b> [略] <u>○ 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> <b>2 [略]</b> <b>3 避難場所等の環境整備</b> ○ 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。 ア～オ [略] カ <u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u> 、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備 キ 高齢者、障害者、 <u>外国人、乳幼児、妊産婦</u> 等の要配慮者に配慮した環境の整備 ク～ケ [略] [略]
	<b>第5 避難行動要支援者名簿</b> [略] ○ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。 ア <u>高齢者</u> イ 要介護認定者 ウ 障害者 エ 難病患者等 オ 避難支援等 <u>を希望する者</u>  カ <u>その他市長が必要と認める者</u> [略]	<b>第5 避難行動要支援者名簿</b> [略] ○ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。 ア 要介護認定者 イ 障害者 ウ 難病患者等 エ <u>その他避難支援等が必要であると認められる者</u> [略]
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正 ○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<b>第7節 要配慮者の安全確保計画</b>	<b>第7節 要配慮者の安全確保計画</b>

1-2-19	第1 基本方針 [略]	第1 基本方針 1 [略] 2 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-22	第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画 第1 基本方針 1 [略] 2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 3 [略]	第8節 食料、生活必需品等の備蓄計画 第1 基本方針 1 [略] 2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u> 3 [略] 4 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正 ○ 国からの修正指示に基づく修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-24	第9節 孤立化対策計画 第3 孤立化想定地域への対策の推進 1 通信手段の確保 (1) [略] (2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市はその方法をあらかじめ周知する。 [略] (3) [略] 2～3 [略] 4 備蓄の奨励 市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよ	第9節 孤立化対策計画 第3 孤立化想定地域への対策の推進 1 通信手段の確保 (1) [略] (2) 県は、防災ヘリコプターや無人航空機等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市はその方法をあらかじめ周知する。 [略] (3) [略] 2～3 [略] 4 備蓄の奨励 市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよ

	う、備蓄を推進する。 また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。	う、備蓄を推進する。 また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において最低3日間、推奨1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。 <u>なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。</u>
	5 [略]	5 [略]
修正理由	○ 「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」に係るフォローアップ調査結果を踏まえた修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-35	<p>第14節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信施設</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、県計画に定めるところにより、施設、資機材の整備等を図る。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第14節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信施設</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、県計画に定めるところにより、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-38	<p>第16節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県、市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p>	<p>第16節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 県、市その他の防災関係機関は、<u>風水害</u>対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p><u>○ 県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>
1-2-39	<p>第7 水害予防対策</p> <p>(1) <u>集中豪雨、長期降雨</u>、台風等の異常気象時には、降水量及び水位観測データを調査・情報収集し、一定量に達した場合は、住民への呼びか</p>	<p>第7 水害予防対策</p> <p>(1) <u>局地的大雨、長雨</u>、台風等の異常気象時には、降水量及び水位観測データを調査・情報収集し、一定量に達した場合は、住民への呼びか</p>

	<p>け、パトロールの強化などに努め、災害の未然防止に努めるものとする。</p> <p>市内の水位・雨量観測箇所は、第4節「気象業務整備計画」に記載されているとおりである。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>け、パトロールの強化などに努め、災害の未然防止に努めるものとする。</p> <p>市内の水位・雨量観測箇所は、第4節「気象業務整備計画」に記載されているとおりである。</p> <p>(2) [略]</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<b>第18節 土砂災害予防計画</b>	<b>第18節 土砂災害予防計画</b>
1-2-44	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p><b>集中豪雨</b>等による土砂災害を防止するため、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。</p> <p>また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p><b>局地的大雨</b>等による土砂災害を防止するため、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。</p> <p>また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。</p>
1-2-45	<p><b>第4 土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>[略]</p> <p>○ 県及び市は、<b>盛土による災害防止に向けた総点検等</b>を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<b>是正指導</b>を行うものとする。</p> <p><b>また</b>、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>[略]</p>	<p><b>第4 土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>[略]</p> <p>○ 県及び市は、<b>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</b>を行うものとする。</p> <p><b>さらに</b>、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>[略]</p>
1-2-46	<p><b>第6 土砂災害警戒情報の発表</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 <b>発表・解除基準</b></p> <p>(1) <b>発表基準</b></p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が<b>1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）</b>に達したときに、県と盛岡地方気象台は、<b>協議の上、そのメッシュを含む市町村単位</b>で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) [略]</p>	<p><b>第6 土砂災害警戒情報の発表</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 <b>発表・解除基準</b></p> <p>(1) <b>発表基準</b></p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、<b>当該市町村を対象として共同</b>で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) [略]</p>

<p>1-2-47</p>	<p>3 利用に当たっての留意点</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。</p> <p><u>また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、<u>県の補足情報</u>（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 避難指示等のための情報提供</p> <p>[略]</p> <p>土砂災害危険度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル 4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までに<u>に</u>土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル 3相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに<u>に</u>警報基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル 2相当】</td> <td>黄</td> <td>2時間先までに<u>に</u>注意報基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	危険度	表示	状況	[略]			危険 【警戒レベル 4相当】	紫	2時間先までに <u>に</u> 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒 【警戒レベル 3相当】	赤	2時間先までに <u>に</u> 警報基準に到達すると予想	注意 【警戒レベル 2相当】	黄	2時間先までに <u>に</u> 注意報基準に到達すると予想	[略]			<p>3 利用に当たっての留意点</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、<u>土砂災害危険度情報</u>（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 避難指示等のための情報提供</p> <p>[略]</p> <p>土砂災害危険度情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル 4相当】</td> <td>紫</td> <td><u>実況値又は</u>2時間先までの<u>予測値が</u>土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル 3相当】</td> <td>赤</td> <td><u>実況値又は</u>2時間先までの<u>予測値が</u>警報基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル 2相当】</td> <td>黄</td> <td><u>実況値又は</u>2時間先までの<u>予測値が</u>注意報基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	危険度	表示	状況	[略]			危険 【警戒レベル 4相当】	紫	<u>実況値又は</u> 2時間先までの <u>予測値が</u> 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒 【警戒レベル 3相当】	赤	<u>実況値又は</u> 2時間先までの <u>予測値が</u> 警報基準に到達すると予想	注意 【警戒レベル 2相当】	黄	<u>実況値又は</u> 2時間先までの <u>予測値が</u> 注意報基準に到達すると予想	[略]		
危険度	表示	状況																																				
[略]																																						
危険 【警戒レベル 4相当】	紫	2時間先までに <u>に</u> 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																																				
警戒 【警戒レベル 3相当】	赤	2時間先までに <u>に</u> 警報基準に到達すると予想																																				
注意 【警戒レベル 2相当】	黄	2時間先までに <u>に</u> 注意報基準に到達すると予想																																				
[略]																																						
危険度	表示	状況																																				
[略]																																						
危険 【警戒レベル 4相当】	紫	<u>実況値又は</u> 2時間先までの <u>予測値が</u> 土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想																																				
警戒 【警戒レベル 3相当】	赤	<u>実況値又は</u> 2時間先までの <u>予測値が</u> 警報基準に到達すると予想																																				
注意 【警戒レベル 2相当】	黄	<u>実況値又は</u> 2時間先までの <u>予測値が</u> 注意報基準に到達すると予想																																				
[略]																																						
<p>1-2-48</p>	<p>第8 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>[略]</p> <p>(土砂災害発生時における報告系統)</p> <pre> graph TD     A["沿岸広域振興局土木部及び 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター"] &lt;--&gt; B["大船渡市"]     A --&gt; C["県土整備部砂防災害課"]     C --&gt; D["国土交通省砂防部保全課"]     C --&gt; E["東北地方整備局地域河川課"]     C --&gt; F["岩手河川国道事務所（流域治水課）"]   </pre>	<p>第8 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統</p> <p>[略]</p> <p>(土砂災害発生時における報告系統)</p> <pre> graph TD     A["沿岸広域振興局土木部及び 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター"] &lt;--&gt; B["大船渡市"]     A --&gt; C["県土整備部砂防災害課"]     C --&gt; D["国土交通省砂防部保全課"]     C --&gt; E["東北地方整備局地域河川課"]     C --&gt; F["岩手河川国道事務所（流域治水課）"]   </pre>																																				
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																					

頁	現 計 画	修 正 案												
1-2-49	<p style="text-align: center;"><b>第19節 火災予防計画</b></p> <p><b>第2 出火防止、初期消火体制の確立</b></p> <p><b>1 火災予防の徹底</b> [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 導 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>[略] ○ <u>寝たきりの高齢者、独居の高齢者等</u>に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成</b> [略] (1) [略] (2) <b>民間防火組織の育成</b> ア <b>婦人防火クラブ等の育成</b> ○ 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、<u>婦人</u>を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。 [略]</p> <p><b>3～6 [略]</b></p>	対 象	指 導 内 容	一般家庭	[略] ○ <u>寝たきりの高齢者、独居の高齢者等</u> に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。	[略]		<p style="text-align: center;"><b>第19節 火災予防計画</b></p> <p><b>第2 出火防止、初期消火体制の確立</b></p> <p><b>1 火災予防の徹底</b> [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 導 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>[略] ○ <u>避難行動要支援者</u>に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成</b> [略] (1) [略] (2) <b>民間防火組織の育成</b> ア <b>防火クラブ等の育成</b> ○ 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、<u>市民</u>を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。 [略]</p> <p><b>3～6 [略]</b></p>	対 象	指 導 内 容	一般家庭	[略] ○ <u>避難行動要支援者</u> に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。	[略]	
対 象	指 導 内 容													
一般家庭	[略] ○ <u>寝たきりの高齢者、独居の高齢者等</u> に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。													
[略]														
対 象	指 導 内 容													
一般家庭	[略] ○ <u>避難行動要支援者</u> に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。													
[略]														
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-52	<p style="text-align: center;"><b>第20節 林野火災予防計画</b></p> <p><b>第2 林野火災防止対策の推進</b></p> <p><b>1 [略]</b></p> <p><b>2 林野火災予防思想の普及、徹底</b> ○ 山火事防止運動<u>月間</u>(3月1日～5月31日)を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。 [略]</p> <p><b>3 予防及び初期消火体制の整備</b> [略]</p> <p><b>4 組織の強化</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第20節 林野火災予防計画</b></p> <p><b>第2 林野火災防止対策の推進</b></p> <p><b>1 [略]</b></p> <p><b>2 林野火災予防思想の普及、徹底</b> ○ <u>林野火災予防強化期間(1月1日～2月末日)及び山火事防止運動期間</u>(3月1日～5月31日)を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。 [略]</p> <p><b>3 予防及び初期消火体制の整備</b> [略] ○ <u>市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u> ○ <u>市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて大船渡地区消防組合管理者が、火災警報又は林野火災注意報(以下「火災警報等」という。)を発令する場合、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><b>4 組織の強化</b></p>

	<p>[略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大船渡地区 消防組合</td> <td> <p>ア 火災警報等の<b>警報</b>伝達及び巡視警戒</p> <p>イ たき火、火入れの把握と<b>現場監督者等の指導</b></p> </td> </tr> <tr> <td>三陸中部森林管理署</td> <td> <p>ア <b>暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表</b>時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 防火線、<b>防火用</b>資機材の整備</p> <p>エ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	実施事項	[略]		大船渡地区 消防組合	<p>ア 火災警報等の<b>警報</b>伝達及び巡視警戒</p> <p>イ たき火、火入れの把握と<b>現場監督者等の指導</b></p>	三陸中部森林管理署	<p>ア <b>暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表</b>時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 防火線、<b>防火用</b>資機材の整備</p> <p>エ [略]</p>	[略]		<p>[略]</p> <p>○ <u>市は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大船渡地区 消防組合</td> <td> <p>ア <b>火災警報等の発令</b></p> <p>イ 火災警報等の伝達及び巡視警戒・<b>広報</b></p> <p>ウ たき火、火入れ<b>等</b>の把握と<b>防火指導の強化</b></p> </td> </tr> <tr> <td>三陸中部森林管理署</td> <td> <p>ア <b>火災警報等発令</b>時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 防火線、<b>初期消火</b>資機材の整備</p> <p>エ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	実施事項	[略]		大船渡地区 消防組合	<p>ア <b>火災警報等の発令</b></p> <p>イ 火災警報等の伝達及び巡視警戒・<b>広報</b></p> <p>ウ たき火、火入れ<b>等</b>の把握と<b>防火指導の強化</b></p>	三陸中部森林管理署	<p>ア <b>火災警報等発令</b>時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 防火線、<b>初期消火</b>資機材の整備</p> <p>エ [略]</p>	[略]	
機 関	実施事項																					
[略]																						
大船渡地区 消防組合	<p>ア 火災警報等の<b>警報</b>伝達及び巡視警戒</p> <p>イ たき火、火入れの把握と<b>現場監督者等の指導</b></p>																					
三陸中部森林管理署	<p>ア <b>暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表</b>時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 防火線、<b>防火用</b>資機材の整備</p> <p>エ [略]</p>																					
[略]																						
機 関	実施事項																					
[略]																						
大船渡地区 消防組合	<p>ア <b>火災警報等の発令</b></p> <p>イ 火災警報等の伝達及び巡視警戒・<b>広報</b></p> <p>ウ たき火、火入れ<b>等</b>の把握と<b>防火指導の強化</b></p>																					
三陸中部森林管理署	<p>ア <b>火災警報等発令</b>時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 防火線、<b>初期消火</b>資機材の整備</p> <p>エ [略]</p>																					
[略]																						
修正理由	<p>○ 所要の修正</p> <p>○ 令和7年大船渡市大規模林野火災を踏まえた修正</p>																					

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																														
1-3-2	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第2 活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課等の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td> <p>商工課</p> <p>産業政策室</p> <p>観光交流推進室</p> </td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>企業立地港湾課</p> </td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当内容	[略]			商工港湾部	<p>商工課</p> <p>産業政策室</p> <p>観光交流推進室</p>	[略]		<p>企業立地港湾課</p>	[略]	[略]			<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第2 活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課等の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td> <p>商工企業課</p> <p>観光交流推進室</p> </td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>港湾振興課</p> </td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	担当内容	[略]			商工港湾部	<p>商工企業課</p> <p>観光交流推進室</p>	[略]		<p>港湾振興課</p>	[略]	[略]		
部	課等	担当内容																														
[略]																																
商工港湾部	<p>商工課</p> <p>産業政策室</p> <p>観光交流推進室</p>	[略]																														
	<p>企業立地港湾課</p>	[略]																														
[略]																																
部	課等	担当内容																														
[略]																																
商工港湾部	<p>商工企業課</p> <p>観光交流推進室</p>	[略]																														
	<p>港湾振興課</p>	[略]																														
[略]																																
1-3-11	<p>(5) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職</p>	<p>(5) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等</p> <p>[略]</p> <p>○ 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職</p>																														

	員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>
	10 [略]	10 [略]
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正 ○ 防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-3-15	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td><u>1 気象予報・警報等の周知</u> <u>2 火災警報の発表</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 <u>特定非営利活動法人防 災・市民メディア推進協 議会 (FMねまらいん)</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災部</td> <td>[略]</td> <td>1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 <u>火災警報の発表及び伝達</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	市本部長	<u>1 気象予報・警報等の周知</u> <u>2 火災警報の発表</u>	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 <u>特定非営利活動法人防 災・市民メディア推進協 議会 (FMねまらいん)</u>	[略]	部	班	担当業務	[略]			防災部	[略]	1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 <u>火災警報の発表及び伝達</u>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部長</td> <td>気象予報・警報等の周知</td> </tr> <tr> <td><u>大船渡地区消防組合</u></td> <td><u>1 火災気象通報の受領</u> <u>2 火災警報等の発令</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災部</td> <td>[略]</td> <td>1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 <u>水防に関する情報伝達</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	市本部長	気象予報・警報等の周知	<u>大船渡地区消防組合</u>	<u>1 火災気象通報の受領</u> <u>2 火災警報等の発令</u>	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]	部	班	担当業務	[略]			防災部	[略]	1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 <u>水防に関する情報伝達</u>
実施機関	活動の内容																																					
市本部長	<u>1 気象予報・警報等の周知</u> <u>2 火災警報の発表</u>																																					
[略]																																						
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 <u>特定非営利活動法人防 災・市民メディア推進協 議会 (FMねまらいん)</u>	[略]																																					
部	班	担当業務																																				
[略]																																						
防災部	[略]	1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 <u>火災警報の発表及び伝達</u>																																				
実施機関	活動の内容																																					
市本部長	気象予報・警報等の周知																																					
<u>大船渡地区消防組合</u>	<u>1 火災気象通報の受領</u> <u>2 火災警報等の発令</u>																																					
[略]																																						
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	[略]																																					
部	班	担当業務																																				
[略]																																						
防災部	[略]	1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 <u>水防に関する情報伝達</u>																																				
1-3-16	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行</p>																																				

動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

[略]

イ 情報の種類

種 類	概 要
気象に関する情報 早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表 <u>する</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>する</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表 <u>する</u> 。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方气象台が共同で発表 <u>する</u> 。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿

動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

[略]

イ 情報の種類

種 類	概 要
気象に関する情報 早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表 <u>される</u> 。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表 <u>される</u> 。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市内において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁 <u>から</u> 発表 <u>される</u> 。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方气象台 <u>から</u> 共同で発表 <u>される</u> 。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿

岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

1-3-17

[略]

ウ 注意報の種類

種類	概要
気象注意報 風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに

[略]

ウ 注意報の種類

種類	概要
注意報 風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあると発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに

		発表 <u>する</u> 。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表 <u>する</u> 。			発表 <u>される</u> 。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表 <u>される</u> 。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表 <u>する</u> 。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表 <u>される</u> 。	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表 <u>する</u> 。		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表 <u>される</u> 。	
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。		なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表 <u>する</u> 。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表 <u>される</u> 。	
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表 <u>する</u> 。		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表 <u>される</u> 。	
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。	
	<u>土砂崩れ注意報（備考1）</u>	<u>大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>				
	<u>浸水注意報（備考1）</u>	<u>浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>				
	備考1 <u>土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。</u>					
	2 <u>大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</u>					
1-3-19	<b>エ 警報の種類</b>			<b>エ 警報の種類</b>		
	種 類	概 要		種 類	概 要	
気 象 警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。		警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>する</u> 。「暴風			暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 <u>される</u> 。「暴

1-3-20		による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	<u>土砂崩れ警報（備考1）</u>	<u>大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>		
	<u>浸水警報（備考1）</u>	<u>浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</u>		
	備考1 <u>土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。</u>			
	<u>2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</u>			
<u>3 キキクル（危険度分布等）</u>				
1-3-21	種 類	概 要		
	[略]			
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 <u>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予</u>			

測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は、避難判断水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ 特別警報の種類

種類	概要
気象特別警報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
土砂崩れ特別警報（備考1）	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

オ 特別警報の種類

種類	概要
特別警報	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水

- 2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

**カ 地震動の警報及び地震情報の種類**

(7) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種 類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地震に関する情報	[略]	

警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

- 2 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

**カ キキクル（危険度分布等）**

種 類	概 要
[略]	
流域雨量指数の予測値	河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

**キ 地震動の警報及び地震情報の種類**

(7) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種 類	発表基準	内 容
[略]		
遠地地震に関する情報	[略]	
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす

1-3-22



<p>1-3-23 <b>キ</b> 津波警報等の種類 (7) [略]</p> <p>1-3-24 (イ) 津波情報の種類と内容 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予定時刻や予想される津波の高さ<u>など</u>を津波情報で発表する。</p> <p>[略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>1-3-27 <b>ク</b> その他 (消防法に基づくもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> <p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7%以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</u></p> <p>○ <u>最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合</u></p> <p>○ <u>平均風速が 10 %と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</u></p> </td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td> <p>火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が<u>火災の発生又は拡大のおそれ</u>があると認められる場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	通報基準	火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7%以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</u></p> <p>○ <u>最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合</u></p> <p>○ <u>平均風速が 10 %と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</u></p>	火災警報	<p>火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が<u>火災の発生又は拡大のおそれ</u>があると認められる場合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>週間地震概況</th> <th>・定期（毎週金曜日）</th> <th>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>ク</b> 津波警報等の種類 (7) [略]</p> <p>(イ) 津波情報の種類と内容 津波警報等を発表した場合には、<u>各津波予報区</u>の津波の到達予定時刻や予想される津波の高さ、<u>各観測点の満潮時刻</u>や<u>津波の到達予想時刻等</u>を津波情報で発表する。</p> <p>[略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p><b>ケ</b> その他 (消防法に基づくもの)</p>	週間地震概況	・定期（毎週金曜日）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> <p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合</p> <p>(1) <u>通報基準</u> 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準</p> <p>(2) <u>地域区分</u> 市町村単位</p> <p>(3) <u>通報方法</u> 盛岡地方気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>(4) <u>通報区分</u> ア 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 イ 強風注意報→火災気象通報【強風】 ウ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p> </td> </tr> <tr> <td>林野火災注意報</td> <td> <p><u>1月から5月までの期間において、以下のいずれかの条件に該当する場合</u></p> <p>(1) <u>前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</u></p> <p>(2) <u>前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表</u></p> <p>※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りでない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	通報基準	火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合</p> <p>(1) <u>通報基準</u> 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準</p> <p>(2) <u>地域区分</u> 市町村単位</p> <p>(3) <u>通報方法</u> 盛岡地方気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>(4) <u>通報区分</u> ア 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 イ 強風注意報→火災気象通報【強風】 ウ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>	林野火災注意報	<p><u>1月から5月までの期間において、以下のいずれかの条件に該当する場合</u></p> <p>(1) <u>前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</u></p> <p>(2) <u>前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表</u></p> <p>※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りでない。</p>
種 類	通報基準																				
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7%以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</u></p> <p>○ <u>最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合</u></p> <p>○ <u>平均風速が 10 %と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</u></p>																				
火災警報	<p>火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が<u>火災の発生又は拡大のおそれ</u>があると認められる場合</p>																				
週間地震概況	・定期（毎週金曜日）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料																			
種 類	通報基準																				
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合</p> <p>(1) <u>通報基準</u> 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準</p> <p>(2) <u>地域区分</u> 市町村単位</p> <p>(3) <u>通報方法</u> 盛岡地方気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>(4) <u>通報区分</u> ア 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 イ 強風注意報→火災気象通報【強風】 ウ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>																				
林野火災注意報	<p><u>1月から5月までの期間において、以下のいずれかの条件に該当する場合</u></p> <p>(1) <u>前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</u></p> <p>(2) <u>前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表</u></p> <p>※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りでない。</p>																				

		<p>火災警報 火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が<u>火災予防上危険</u>であると認められる場合</p> <p><u>1 火災警報</u> 以下のいずれかの条件に該当する場合</p> <p>(1) <u>実効湿度 60%以下であって、最低湿度 40%を下り、最大風速 10m以上の風が 2 時間以上吹くと予想される</u>とき</p> <p>(2) <u>平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みの</u>とき。</p> <p>※<u>降雨、降雪中はこの限りでない。</u></p> <p><u>2 林野火災警報</u> 林野火災注意報の基準に加え、<u>強風注意報が発表された場合</u></p>																																																
	<p>[略]</p> <p>(2) <b>伝達系統</b> 気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="274 779 866 1438"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等 <u>並びに火災気象通報</u></td> <td>盛岡地方気象台</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津波警報・津波警報・津波注意報</td> <td><u>気象庁</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波に関する情報</td> <td><u>気象庁</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>地震に関する情報</td> <td><u>気象庁本庁等</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td><u>市長及び消防本部消防長</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <b>市の措置</b> [略]</p> <p><u>○ 防災部長は、火災気象通報の受領、火災警報の発令及び伝達を所管する。</u></p> <p>○ 市長は、気象予報・警報等を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</p> <p>○ 市長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。</p> <p>[略]</p>	種 類	発表機関	伝達系統	気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等 <u>並びに火災気象通報</u>	盛岡地方気象台	[略]	[略]			大津波警報・津波警報・津波注意報	<u>気象庁</u>	[略]	津波に関する情報	<u>気象庁</u>	[略]	地震に関する情報	<u>気象庁本庁等</u>	[略]	[略]			火災警報	<u>市長及び消防本部消防長</u>	[略]	<p>[略]</p> <p>(2) <b>伝達系統</b> 気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="898 779 1506 1438"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等</td> <td><u>気象庁本庁又は盛岡地方気象台</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大津波警報・津波警報・津波注意報</td> <td><u>気象庁本庁又は大阪管区気象台</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波に関する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震に関する情報</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災警報、<u>林野火災注意報</u></td> <td><u>大船渡地区消防組合管理者</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <b>市の措置</b> [略]</p> <p>○ 市長は、気象予報・警報等を受領した場合及び火災気象通報を受領し、<u>大船渡地区消防組合が火災警報等</u>を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</p> <p>○ 市長は、<u>気象等の特別警報を受領し、又は自ら知った</u>場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。</p> <p>[略]</p>	種 類	発表機関	伝達系統	気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等	<u>気象庁本庁又は盛岡地方気象台</u>	[略]	[略]			大津波警報・津波警報・津波注意報	<u>気象庁本庁又は大阪管区気象台</u>	[略]	津波に関する情報			地震に関する情報			[略]			火災警報、 <u>林野火災注意報</u>	<u>大船渡地区消防組合管理者</u>	[略]
種 類	発表機関	伝達系統																																																
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等 <u>並びに火災気象通報</u>	盛岡地方気象台	[略]																																																
[略]																																																		
大津波警報・津波警報・津波注意報	<u>気象庁</u>	[略]																																																
津波に関する情報	<u>気象庁</u>	[略]																																																
地震に関する情報	<u>気象庁本庁等</u>	[略]																																																
[略]																																																		
火災警報	<u>市長及び消防本部消防長</u>	[略]																																																
種 類	発表機関	伝達系統																																																
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報等	<u>気象庁本庁又は盛岡地方気象台</u>	[略]																																																
[略]																																																		
大津波警報・津波警報・津波注意報	<u>気象庁本庁又は大阪管区気象台</u>	[略]																																																
津波に関する情報																																																		
地震に関する情報																																																		
[略]																																																		
火災警報、 <u>林野火災注意報</u>	<u>大船渡地区消防組合管理者</u>	[略]																																																
修正理由	<p>○ 林野火災警報及び林野火災注意報の運用に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																																	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-34	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針 1～5 [略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針 1～5 [略]</p> <p><u>6 国、県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-45	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] (市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td>商工観光班 <u>企業立地港湾班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]			商工港湾部	商工観光班 <u>企業立地港湾班</u>	[略]	[略]			<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] (市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td>商工観光班 <u>港湾振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]			商工港湾部	商工観光班 <u>港湾振興班</u>	[略]	[略]		
部	班	担当内容																								
[略]																										
商工港湾部	商工観光班 <u>企業立地港湾班</u>	[略]																								
[略]																										
部	班	担当内容																								
[略]																										
商工港湾部	商工観光班 <u>港湾振興班</u>	[略]																								
[略]																										
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-50	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] (市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td><u>企業立地港湾班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]			商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]	[略]			<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] (市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td><u>港湾振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]			商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]	[略]		
部	班	担当内容																								
[略]																										
商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]																								
[略]																										
部	班	担当内容																								
[略]																										
商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]																								
[略]																										
1-3-54	<p>第3 交通確保 1～4 [略]</p> <p>5 交通規制 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付</p> <p>○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、市との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章又は</u></p>	<p>第3 交通確保 1～4 [略]</p> <p>5 交通規制 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付</p> <p>○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、市との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、<u>あらかじめ緊急通行車</u></p>																								

	<p><u>規制除外車両標章交付のための事前届出制度</u>の周知を行う。</p> <p>○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の<u>事前</u>届出書又は規制除外車両の<u>事前</u>届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。</p> <p>[略]</p> <p>6 [略]</p>	<p><u>両確認標章又は規制除外車両標章の交付を受けることができることについて</u>、周知を行う。</p> <p>○ 県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の届出書又は規制除外車両の届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。</p> <p>[略]</p> <p>6 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																																																						
1-3-62	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防活動計画</b></p> <p><b>第3 実施要領</b> 1～2 [略]</p> <p><b>3 緊急消防援助隊</b></p> <p>○ 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="272 1084 873 1912"> <thead> <tr> <th>小隊名</th> <th>構成消防本部名等</th> <th>装備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県大隊指揮隊</td> <td>盛岡、一関 (2隊)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後方支援小隊</td> <td>岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊装備小隊</td> <td>盛岡 (はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎 (はしご車)、釜石大槌 (水難救助隊) (5隊)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小隊名	構成消防本部名等	装備等	[略]			都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関 (2隊)	[略]	[略]			後方支援小隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)	[略]	[略]			特殊装備小隊	盛岡 (はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎 (はしご車)、釜石大槌 (水難救助隊) (5隊)	[略]	[略]			[略]			<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防活動計画</b></p> <p><b>第3 実施要領</b> 1～2 [略]</p> <p><b>3 緊急消防援助隊</b></p> <p>○ 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="901 1084 1501 1912"> <thead> <tr> <th>小隊名</th> <th>構成消防本部名等</th> <th>装備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県大隊指揮隊</td> <td>盛岡(3隊)、一関(2隊)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後方支援小隊</td> <td>盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(2)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊装備小隊</td> <td>盛岡 (はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎 (はしご車) (4隊)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小隊名	構成消防本部名等	装備等	[略]			都道府県大隊指揮隊	盛岡(3隊)、一関(2隊)	[略]	[略]			後方支援小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(2)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)	[略]	[略]			特殊装備小隊	盛岡 (はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎 (はしご車) (4隊)	[略]	[略]			[略]		
小隊名	構成消防本部名等	装備等																																																						
[略]																																																								
都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関 (2隊)	[略]																																																						
[略]																																																								
後方支援小隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)	[略]																																																						
[略]																																																								
特殊装備小隊	盛岡 (はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎 (はしご車)、釜石大槌 (水難救助隊) (5隊)	[略]																																																						
[略]																																																								
[略]																																																								
小隊名	構成消防本部名等	装備等																																																						
[略]																																																								
都道府県大隊指揮隊	盛岡(3隊)、一関(2隊)	[略]																																																						
[略]																																																								
後方支援小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(2)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17隊)	[略]																																																						
[略]																																																								
特殊装備小隊	盛岡 (はしご車、屈折はしご車、重機及び重機搬送車)、奥州金ケ崎 (はしご車) (4隊)	[略]																																																						
[略]																																																								
[略]																																																								
修正理由	○ 所要の修正																																																							

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																										
1-3-64	<p align="center"><b>第9節 相互応援協力計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～5 [略] 6 県、市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を<u>活用</u>するものとする。 7 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエム岩手</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>特定非営利活動法人 防災・市民メディア推進協議会（FMねまらいん）</u></td> <td><u>市長からの要請に基づく、災害放送の実施</u></td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県トラック協会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応援の内容	[略]	[略]	(株)エフエム岩手	[略]	<u>特定非営利活動法人 防災・市民メディア推進協議会（FMねまらいん）</u>	<u>市長からの要請に基づく、災害放送の実施</u>	(公社)岩手県トラック協会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p align="center"><b>第9節 相互応援協力計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～5 [略] 6 県、市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の<u>活用も含めて検討</u>するものとする。 7 [略]</p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>応援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)エフエム岩手</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県トラック協会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	応援の内容	[略]	[略]	(株)エフエム岩手	[略]	(公社)岩手県トラック協会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
実施機関	応援の内容																											
[略]	[略]																											
(株)エフエム岩手	[略]																											
<u>特定非営利活動法人 防災・市民メディア推進協議会（FMねまらいん）</u>	<u>市長からの要請に基づく、災害放送の実施</u>																											
(公社)岩手県トラック協会	[略]																											
[略]	[略]																											
[略]	[略]																											
実施機関	応援の内容																											
[略]	[略]																											
(株)エフエム岩手	[略]																											
(公社)岩手県トラック協会	[略]																											
[略]	[略]																											
[略]	[略]																											
修正理由	<p>○ 防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																											

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																		
1-3-78	<p align="center"><b>第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b> [略] (市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td>商工観光班 <u>企業立地港湾班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]	[略]	[略]	商工港湾部	商工観光班 <u>企業立地港湾班</u>	[略]	<p align="center"><b>第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b> [略] (市本部の担当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td>商工観光班 <u>港湾振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	[略]	[略]	[略]	商工港湾部	商工観光班 <u>港湾振興班</u>	[略]
部	班	担当内容																		
[略]	[略]	[略]																		
商工港湾部	商工観光班 <u>企業立地港湾班</u>	[略]																		
部	班	担当内容																		
[略]	[略]	[略]																		
商工港湾部	商工観光班 <u>港湾振興班</u>	[略]																		
修正理由	<p>○ 市行政組織機構の整備に伴う修正</p>																			

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-83	<p align="center"><b>第14節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～4 [略]</p>	<p align="center"><b>第14節 避難・救出計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b> 1～4 [略] <u>5 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、</u></p>

1-3-91	<p>第3 実施要領 1～4 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) [略] (2) 指定避難所の運営 ○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>[略] 6 [略]</p>	<p><u>非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第3 実施要領 1～4 [略] 5 指定避難所の設置、運営 (1) [略] (2) 指定避難所の運営 ○ 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ <u>市本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>
1-3-92	<p>7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援 (1) [略] (2) 在宅避難者等に対する支援</p>	<p>6 [略] 7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援 ○ <u>市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> ○ <u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (1) [略] (2) 在宅避難者等に対する支援</p>

	<p>[略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう活用する媒体に配慮する。</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう活用する媒体に配慮する。</p> <p><u>○ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>○ 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。</u> <u>この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>8～10 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
	<b>第15節 医療・保健計画</b>	<b>第15節 医療・保健計画</b>
1-3-100	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<b>本部の整備に努める</b>。</p> <p>9 [略]</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<b>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する</b>。</p> <p>9 [略]</p>
1-3-106	<p><b>第7 災害中長期における医療体制</b></p> <p><b>1 災害中長期における医療活動</b></p> <p>○ 市本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き<b>医療救護班等</b>の派遣が必要である場合は、(一社)気仙医師会、気仙歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</p> <p>○ 県大船渡地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、被災地における<b>医療救護班等</b>の活動調整及び活動支援を行う。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p><b>第7 災害中長期における医療体制</b></p> <p><b>1 災害中長期における医療活動</b></p> <p>○ 市本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き<b>保健医療福祉活動チーム</b>の派遣が必要である場合は、(一社)気仙医師会、気仙歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</p> <p>○ 県大船渡地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、<b>地域災害医療対策会議を設置し</b>、被災地における<b>保健医療福祉活動チーム</b>の活動調整及び活動支援を行う。</p> <p>2～3 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-110	<p>第16節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td>商工観光班 <u>企業立地港湾班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			商工港湾部	商工観光班 <u>企業立地港湾班</u>	[略]	[略]			<p>第16節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] （市本部の担当）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td>商工観光班 <u>港湾振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			商工港湾部	商工観光班 <u>港湾振興班</u>	[略]	[略]		
部	班	担当業務																								
[略]																										
商工港湾部	商工観光班 <u>企業立地港湾班</u>	[略]																								
[略]																										
部	班	担当業務																								
[略]																										
商工港湾部	商工観光班 <u>港湾振興班</u>	[略]																								
[略]																										
修正理由	○ 市行政組織機構の整備に伴う修正																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-129	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 し尿処理 (1) [略] (2) し尿処理用資機材の確保 ○ 市本部長及び気仙広域連合は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 し尿処理 (1) [略] (2) し尿処理用資機材の確保 ○ 市本部長及び気仙広域連合は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー</u>、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p> <p>3～5 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-146	<p>第24節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p> <p>4 電気通信施設 [略]</p>	<p>第24節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p><u>4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p> <p>4 電気通信施設 [略]</p>

	(市本部の担当)			(市本部の担当)		
	部	班	担当業務	部	班	担当業務
	商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]	商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画修正に伴う修正 <input type="radio"/> 市行政組織機構の整備に伴う修正					

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-156	第25節 公共土木施設等応急対策計画	第25節 公共土木施設等応急対策計画																								
	第2 実施機関（責任者） 1～6 [略] 7 鉄道施設 [略] (市本部の担当)	第2 実施機関（責任者） 1～6 [略] 7 鉄道施設 [略] (市本部の担当)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>商工港湾部</td> <td><u>企業立地港湾班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	班	担当業務	[略]				鉄道施設	商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>商工港湾部</td> <td><u>港湾振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部	班	担当業務	[略]				鉄道施設	商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]
	区分	部	班	担当業務																						
[略]																										
鉄道施設	商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]																							
区分	部	班	担当業務																							
[略]																										
鉄道施設	商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]																							
修正理由	<input type="radio"/> 市行政組織機構の整備に伴う修正																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-167	第28節 海上災害応急対策計画	第28節 海上災害応急対策計画																								
	第2 実施機関（責任者） [略] (市本部の担当)	第2 実施機関（責任者） [略] (市本部の担当)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td><u>企業立地港湾班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>商工港湾部</td> <td><u>港湾振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	[略]			商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]	[略]		
	部	班	担当業務																							
[略]																										
商工港湾部	<u>企業立地港湾班</u>	[略]																								
[略]																										
部	班	担当業務																								
[略]																										
商工港湾部	<u>港湾振興班</u>	[略]																								
[略]																										
修正理由	<input type="radio"/> 市行政組織機構の整備に伴う修正																									

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-170	第29節 林野火災応急対策計画	第29節 林野火災応急対策計画
	第1 基本方針 1～2 [略] 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。 4 [略]	第1 基本方針 1～2 [略] 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う <u>とともに、必要に応じ緊急消防援助隊の要請を行う。</u> 4 [略]
修正理由	<input type="radio"/> 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-4-2	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第5 緊急融資等の確保</b> [略]</p> <p><b>1 国庫負担又は補助</b> [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (1)～(21) [略]                      (22) 災害廃棄物処理事業<b>国庫</b>補助金交付要綱                      (23) <b>産業</b>廃棄物処理事業<b>国庫</b>補助金交付要綱                      [略]                 </div> <p><b>2～3</b> [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第5 緊急融資等の確保</b> [略]</p> <p><b>1 国庫負担又は補助</b> [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (1)～(21) [略]                      (22) 災害<b>等</b>廃棄物処理事業<b>費</b>補助金交付要綱                      (23) 廃棄物処理<b>施設災害復旧</b>事業<b>費</b>補助金交付要綱                      [略]                 </div> <p><b>2～3</b> [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

地震・津波災害対策編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-8	<p style="text-align: center;"><b>第6節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</b> [略]</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地津波(※)、火山噴火等による津波(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示(以下本編中「避難指示等」という。)の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>[略]</p> <p>※遠地津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年(昭和35年)5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 地震、津波の想定</b></p> <p><b>第1 地震、津波の想定の基本となる考え方</b> [略]</p> <p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(※)や遠地<b>地震による</b>津波(※)、火山噴火等による津波(※)に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した高齢者等避難及び避難指示(以下本編中「避難指示等」という。)の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>[略]</p> <p>※遠地<b>地震による</b>津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年(昭和35年)5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。 [略]</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災向上に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリテ</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 防災知識普及計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災向上に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、<b>外国人、乳幼児、妊産婦</b>等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女</p>

	イ（LGBT等）の視点にも配慮する。	双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、 <u>愛玩動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正 ○ 所要の修正	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-7	<p align="center"><b>第4節 通信確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。 <u>また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。</u></p>	<p align="center"><b>第4節 通信確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める<u>とともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に</u>応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。 <u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-8	<p align="center"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p>1 避難計画 [略]</p> <p>○ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える</p>	<p align="center"><b>第5節 避難対策計画</b></p> <p><b>第2 避難計画の作成</b></p> <p>1 避難計画 [略]</p> <p>○ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。 <u>○ 津波発生時の避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、大船渡市津波避難対策検討会議検討結果報告書（令和7年7月）を踏まえ、津波からの避難の迅速化を図るため、徒歩での避難が困難な地域住民や事業者などの自動車避難を次のとおり容認する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) <u>地域住民の避難</u> 自動車避難を容認する要件は次のとおり</p> <p>① <u>自動車による避難対象者</u> 避難に「<u>自動車を使わざるを得ない住民※</u>」及び「<u>避難支援者</u>」。ただし、以下の<u>自動車避難可能地域の条件を備えた地域</u> ※<u>避難に自動車を使わざるを得ない住民</u> <u>ア 避難行動要支援者</u> <u>イ 各地区の津波到達時間までに津波浸水</u></p> </div>

<p>2-2-8</p>	<p><b>2 津波避難計画</b> [略]</p> <p>○ 市は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。 (1)～(2) [略]</p> <p><b>3～4</b> [略]</p>	<p><u>想定区域から徒歩で脱出できない人</u></p> <p>② <u>自動車避難可能地域</u> <u>以下の条件を備えた地域</u></p> <p>ア <u>幹線道路(国道、県道)と平面交差(横断)しないで、津波浸水想定区域外に避難できる道路が確保されている地域。ただし、幹線道路の交通量が少なく容易に横断できる地域はこの限りでない。</u></p> <p>イ <u>徒歩避難者の避難を妨げない道路幅員(例：一方通行で5.5m程度以上)の道路がある地域</u></p> <p>ウ <u>地域内で避難車両の駐車場スペースが確保できる地域</u></p> <p>(2) <u>事業従事者等の避難</u> <u>自動車避難を容認する要件は次のとおり</u></p> <p>① <u>自動車による避難対象者</u> <u>避難に「自動車を使わざるを得ない事業従事者※」及び「避難支援者」。</u>ただし、<u>以下の自動車避難可能地域の条件を備えた地域</u> <u>※避難に自動車を使わざるを得ない事業従事者</u></p> <p>ア <u>各地区の津波到達時間までに津波浸水想定区域から徒歩で脱出できない人</u></p> <p>② <u>自動車避難可能地域</u> <u>以下の条件を備えた地域</u></p> <p>ア <u>幹線道路(国道、県道)と平面交差(横断)しないで、津波浸水想定区域外に避難できる道路が確保されている地域。ただし、幹線道路の交通量が少なく容易に横断できる地域はこの限りでない。</u></p> <p>イ <u>徒歩避難者の避難を妨げない道路幅員(例：一方通行で5.5m程度以上)の道路がある地域</u></p> <p>ウ <u>浸水想定区域外で避難車両の駐車場スペースが確保できる地域</u></p> <p><b>2 津波避難計画</b> [略]</p> <p>○ 市は、津波避難計画を策定する場合においては、次の事項に留意するものとする。 (1)～(2) [略]</p> <p>③ <u>大船渡市津波避難対策検討会議検討結果報告書(令和7年7月)を踏まえ、以下の事項に関する検討を行い、津波災害による犠牲者ゼロに向けた津波対策を推進すること。</u></p> <p>ア <u>自動車避難の在り方</u></p> <p>イ <u>事業従事者の避難対策</u></p> <p>ウ <u>観光客等の地理不案内者の避難対策</u></p> <p><b>3～4</b> [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 大船渡市津波避難対策検討会議検討結果報告書を踏まえた修正</p>	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-11	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 [略]</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 1～2 [略]</p> <p><u>3 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-14	<p>第9節 防災施設等整備計画</p> <p>第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画による推進</p> <p>○ <u>岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）</u>に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。</p>	<p>第9節 防災施設等整備計画</p> <p>第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画による推進</p> <p>○ <u>第6次地震緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）</u>に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-21	<p>第12節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信施設</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、県計画に定めるところにより、施設、資機材の整備等を図る。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第12節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信施設</p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、県計画に定めるところにより、施設、資機材の整備等を図る<u>とともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴うの修正	

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-1	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

2-3-10	<p>(4) 関係各課等の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工港湾部</td> <td>商工課 産業政策室 観光交流推進室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>企業立地港湾課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制 1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>10 [略]</p>	部	課等	担当内容	[略]			商工港湾部	商工課 産業政策室 観光交流推進室	[略]	企業立地港湾課	[略]	[略]			<p>(4) 関係各課等の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工港湾部</td> <td>商工企業課 観光交流推進室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾振興課</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制 1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ <u>市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>10 [略]</p>	部	課等	担当内容	[略]			商工港湾部	商工企業課 観光交流推進室	[略]	港湾振興課	[略]	[略]		
	部	課等	担当内容																											
[略]																														
商工港湾部	商工課 産業政策室 観光交流推進室	[略]																												
	企業立地港湾課	[略]																												
[略]																														
部	課等	担当内容																												
[略]																														
商工港湾部	商工企業課 観光交流推進室	[略]																												
	港湾振興課	[略]																												
[略]																														
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 本編との整合</p>																													

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案																		
2-3-15	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上と予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを<u>地震動</u>特別警報に位置付けている。</p> <p>[略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>遠地地震</td> <td>・マグニチュー</td> <td>地震の発生時刻、発</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]			遠地地震	・マグニチュー	地震の発生時刻、発	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>○ 気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（<u>緊急地震速報で用いる区域</u>）に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>○ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>[略]</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>遠地地震</td> <td><u>国外で発生し</u></td> <td>地震の発生時刻、発</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	[略]			遠地地震	<u>国外で発生し</u>	地震の発生時刻、発
種 類	発表基準	内 容																		
[略]																				
遠地地震	・マグニチュー	地震の発生時刻、発																		
種 類	発表基準	内 容																		
[略]																				
遠地地震	<u>国外で発生し</u>	地震の発生時刻、発																		

<p>に関する情報</p>	<p>ード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>	<p>に関する情報</p>	<p><u>た地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>
[略]			[略]		

2-3-16

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（ <u>速報版</u> ）	[略]	地震発生後30分程度をめどに、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に

ウ 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（ <u>全国速報版</u> ・ <u>地域</u> ）	[略]	地震発生後30分程度をめどに、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に

		活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
[略]		
<u>月間地震概況</u>	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、 <u>月ごとの岩手県とその周辺</u> の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

<u>速報版</u>		活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ・ <u>地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料</u> ・ <u>地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取</u> <u>りまとめた資料</u>
[略]		
<u>月間地震概況</u>	・定期（毎月）	地震・津波に係る <u>災害予想図の作成、その他防災に係る活動</u> を支援するために、 <u>毎月の都道府県内及びその地方</u> の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
<u>週間地震概況</u>	・定期（毎週金曜日）	<u>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料</u>

2-3-17

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

[略]

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

[略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の取り扱われるべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	10m超 (10m<予想高さ)	[略]	
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警	[略]	3m	[略]	

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

[略]

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

[略]

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の取り扱われるべき行動
		数値での発表(津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	[略]	10m超 (10m<予想される津波の高さ)	[略]	
		10m (5m<予想される津波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の高さ≤5m)		
津波警	[略]	3m	[略]	

	報		(1 m < 予想高さ ≤ 3 m)		報		(1 m < 予想される津波の高さ ≤ 3 m)	
	津波注意報	[略]	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	[略]	津波注意報	[略]	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の高さ ≤ 1 m)	[略]
	注) 1～4 [略]				注) 1～4 [略]			
2-3-18	<b>イ 津波情報の種類と内容</b> 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。  [略] ・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。				<b>イ 津波情報の種類と内容</b> 津波警報等を発表した場合には、各津波予報区 <sup>1</sup> の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。  [略] ・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。			
	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容		警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容	
	大津波警報を <b>発表中</b>	[略]			大津波警報	[略]		
	津波警報を <b>発表中</b>				津波警報			
	津波注意報を <b>発表中</b>				津波注意報			
2-3-20	[略] <b>(3) 伝達系統</b> ○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。				[略] <b>(3) 伝達系統</b> ○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。			
	津波警報等の区分	発表機関	伝達系統		津波警報等の区分	発表機関	伝達系統	
	大津波警報・津波警報・津波注意報	<b>気象庁</b>	[略]		大津波警報・津波警報・津波注意報	<b>気象庁本庁又は大阪管区気象台</b>	[略]	
	津波に関する情報	<b>気象庁</b>			津波に関する情報			
	地震に関する情報	<b>気象庁本庁等</b>			地震に関する情報			
	(4) [略]				(4) [略]			
	<b>(5) 市の措置</b> [略] ○ 市長は、大津波警報（津波特別警報）を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。				<b>(5) 市の措置</b> [略] ○ 市長は、大津波警報（特別警報）を受領し、又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。			
	(6)～(7) [略]				(6)～(7) [略]			
	2 [略]				2 [略]			
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正 ○ 所要の修正							

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-24	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p> <p><u>5 県、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地区化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u></p> <p><u>6 国、県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-41	<p>第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針 1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u></p> <p>9 [略]</p>	<p>第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針 1～7 [略]</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。</u></p> <p>9 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-51	<p>第24節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p>	<p>第24節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針 1～4 [略]</p> <p><u>5 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	

原子力災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-1	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p>

	<p>市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、<u>避難</u>時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。</p>	<p>市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障害者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦</u>等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、<u>被災</u>時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

原子力災害対策編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-4	<p><b>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 市その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。<u>また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p>	<p><b>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 市その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める<u>とともに、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u> <u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u></p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-3	<p><b>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 <u>特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会</u> <u>(FMねまらいん)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動内容	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 <u>特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会</u> <u>(FMねまらいん)</u>		<p><b>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</b></p> <p><b>第2 実施機関（責任者）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動内容	[略]		日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	
実施機関	活動内容													
[略]														
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 <u>特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会</u> <u>(FMねまらいん)</u>														
実施機関	活動内容													
[略]														
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手														

	[略] [略]	[略] [略]
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正 ○ 所要の修正	

原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-6	<p>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 情報の収集・伝達 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 情報の収集・伝達 [略]</p> <p><u>○ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画修正に伴う修正	